



2026年7月10日

各位

会社名 ダイニチ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉井 唯
(コード番号：5951、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 野口 武嗣
(TEL. 025-362-1101)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年7月10日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月7日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,400株
(3) 処分価額	1株につき1,130円
(4) 処分総額	34,352,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※）5名 30,400株 ※監査等委員である取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当し、かつ、発行価額の総額が1億円未満であるため、有価証券届出書、有価証券通知書及び臨時報告書の提出は行いません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2026年6月25日開催の第63回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式

の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より1年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会にて決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること

今回、当社は、本日開催の取締役会において、事前に監査等委員会の助言を得たうえで、本制度の目的、当社の業況、各割当対象者の職責の範囲及びその他諸般の事情を勘案し、対象取締役5名に対し、金銭報酬債権の合計34,352,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の合計額は金1,130円）、当社の普通株式合計30,400株（以下、「本割当株式」という。）を付与することを決議いたしました。

【譲渡制限付株式割当契約の概要】

当社と対象取締役は、個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年8月7日（払込期日）から2027年8月6日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2026年8月7日（払込期日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下、「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認

める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年8月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他本割当契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年8月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,130円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上